

口蹄疫の特定症状（豚）（下記のいずれかの症状）

- ① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
- ② 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りでない。

<豚> 鼻部の病変



<豚> 蹄部の病変



<豚> 乳房部の病変



■ 特定症状確認時連絡先（休日・夜間共通）

中央家畜保健衛生所 0957-25-1331
県北家畜保健衛生所 0956-48-3831
壱岐家畜保健衛生所 0920-45-3031

県南家畜保健衛生所 0957-68-1177
五島家畜保健衛生所 0959-72-3379
対馬家畜保健衛生所 0920-54-2179